

## 【事案Ⅲ－3】自然災害共済金請求

・2025年5月27日 和解解決

### ＜事案の概要＞

申立人は、台風による雨水の浸入により給湯器が損壊したとして自然災害共済金を請求したが、被申立人が自然災害による損害は認められないとして共済金の支払いに応じなかつたため、これを不服としたもの。

### ＜申立人の主張＞

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、2024年の台風により被災し故障した給湯器の保障として、自然災害共済金18万円を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 台風により、給湯器が故障した（電源が入らなくなつた）ため、被申立人立会いのもと、ガス会社による給湯器内部の状況確認を行つた結果、「台風により給湯器の基盤に雨水が浸入し、点火不良（電源が入らない）が発生した」との見解を得た。
- (2) 被申立人の担当者からは「台風による雨水の浸入だけでは、保障の対象とならない」という説明を受けたため、申立人から被申立人に対し、約款・事業規約を提示して「今回の被害が保障対象外となる記述はない」旨を数回にわたつて伝えた。被申立人は「故障の原因是台風ではなく、雨水の浸入であるため」と説明するが、その根拠が毎回変わるなど、納得がいくものではなかつた。
- (3) 給湯器故障の原因是台風による雨水の浸入であり、被申立人は重要事項説明書および約款・事業規約等にもとづいて共済金を支払うべきと考える。

### ＜共済団体の主張＞

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

「申立人の請求は認められない」との裁定判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件事故は、いわゆる「吹き込み事故」であり、本件約款・事業規約の「風災」には該当しないため支払わない、としたのは正当である。
- (2) 本件事故は、本件給湯器の開口部（排気口）から雨水が浸入し、本件給湯器の点火機能を制御する基盤にかかつたことにより点火ができない状況に至つたと認められる。一般的に屋外設置型給湯器は雨水浸入への対策として防水処置が施されているが、強風の衝撃等の影響により本件給湯器の本体が破損した様子は認められず、よつて防水機能が破損した事実は存在しないため「吹き込み事故」に該当する。
- (3) 吹き込み事故を保障の対象外とすることは損害保険・共済業界における伝統的取

扱いともいえ、必ずしも吹き込み事故を保障の対象としない根拠については明確ではない。しかしながら、吹き込み事故が保障の対象外とされる根拠は、偶然性あるいは直接性が否定されるためであると考えられる。

(4) 本案件の事故については、専門業者を通じて事故原因の調査を実施したが、台風による偶然性・直接性が確認されなかったことから、「吹き込み事故」と判断した。

### **<裁定の概要>**

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となつた。